

# 明日 への 話題

## 投資者保護基金制度 を巡って



日本投資者保護基金  
理事長

ますい きいちろう  
増井 喜一郎

アベノミクスの影響による株価上昇やNISA導入などで証券界が活性化している中、証券会社の破綻の話はやや興奮的な話題かもしれないが、ご容赦頂きたいと思う。

日本投資者保護基金は投資者の保護と証券取引の信頼性を維持することを目的として設立された金融商品取引法上の組織である。証券会社破綻時に顧客が預けた資産の返還が難しくなった場合に顧客資産の一定額（1,000万円）までを補償することなどを主たる業務としている。

投資者保護基金制度は、証券会社の破綻が数多く起こっている米国において徐々にでき上がってきた制度である。我が国においても昭和44年に任意の制度としてスタートした後、平成9年の金融危機を経て、全ての証券会社が加入義務を負う現在の投資者保護基金制度が作られた。

現在の制度では、証券会社が破綻した場合の不測の影響から投資者や証券市場を守るため、自己資本規制比率、早期是正措置、分別管理義務、当局等による検査などの仕組みが設けられているが、基金制度はこれらの仕組みの最後のセーフティネットとして存在している。

幸いにして我が国においては、分別管理義務が厳格に行われるようになったこともあり、平成10年の基金設立以降基金が補償を行った事例は2件に留まっている。ただ、証券市場や業務の多様化、複雑化などが進む中、現状のままでは問題がないかというといささかの懸念を覚える。

第一に、投資者保護の規制体系の中で、セーフティネットとしての基金の役割をどこまで求めるか等の基本問題についてももう少し本格的な議論を行っておく必要があるのではないかと。

第二に、破綻処理の実務面においても破綻事例が少ないこともあり未解決な部分が多く残されており、関係者による協議が必要と思われる。

第三に、当基金が心して努力しなければならない課題であるが、本制度に対する投資家や一般国民の認識度が低い状況を少しでも改善する必要がある。

折しも新たに法制化された総合取引所制度やシステミックリスクに係わる破綻処理法制などへの対応が当基金にも求められる状況にあり、上記の課題を含めた検討が少しずつではあるが始まっている。

いずれにせよ、証券市場が比較的好調なこの時期にこそ冷静かつ幅広い視野からこれらの問題を議論しておくことが重要ではないだろうか。